

年齢不問！ブランクがある人や経験が浅い人も歓迎！



## ■子どもが大好きなあなた かわいい子どもたちが待っています

人事課 ☎ 65-1213

「おはようございます！」

元気な声と明るい笑顔で、保育園の一日が始まります。

子どもと過ごす一日はやっぱり楽しい！たくさんの幸せを共有できます。仕事を通して子どもへの理解は深まり、子どもの素直な言動は大人の感性をも豊かにしてくれます。

子どもの笑顔に癒やされ、子どもの成長に感動をもらい、保護者をはじめ多くの人から頼りにされる、やりがいや魅力のある仕事です。ぜひ、ご応募ください。

### 会計年度任用職員（保育士・令和5年4月新規任用）募集

募集人数	7人程度
資格	保育士資格、幼稚園教諭免許、小学校教諭免許もしくは養護教諭免許のいずれかを有する人（令和5年3月資格取得見込者含む）
業務内容	市立保育園での保育士業務
勤務時間	週38時間45分勤務（休日は④⑥、別に週1日）
賃金	月額17万9,600円～21万2,600円程度（年度ごとの再任用で昇給）、通勤手当、期末手当2カ月分（任用月数による）、時間外勤務手当
保険関係	健康保険、厚生年金保険、雇用保険、労災保険に加入
申込受付	1月24日(火)までの執務時間中（平日8:30～17:15）に、申込書（履歴書）および保育士証もしくは免許状の写し（または資格取得見込証明書）を人事課に提出（郵送可） 申込書は市HPに掲載するほか、人事課、各支所で配布中（市販の履歴書での申し込みも可）
試験	1月29日(日)9:00～面接試験（都合が悪い場合は相談に応じます） また後日、各保育園にて保育実技試験を実施予定
任用	令和5年4月1日(土)任用予定
問い合わせ	人事課
その他	採用内定後、健康診断（費用は自己負担）および保菌検査（費用は市負担）が必要

## 令和5年度 市民税・県民税税制改正のお知らせ

市民税課 ☎ 65-1224

令和5年度の市民税・県民税（個人住民税）に関する税制改正は、主に次の3点です。

### ①住宅借入金等特別税額控除（住宅ローン控除）の延長

住宅ローン控除の適用期限が**4年延長**（令和7年12月31日までに入居した人が対象）となります。個人住民税で適用される住宅ローン控除の額は、次の表1で求めた限度額か、所得税の住宅ローン控除可能額のうち所得税から控除しきれなかった額かの、いずれか小さい額です。

表1 住宅ローンの控除限度額

住宅ローン控除限度額			
入居した年月	<b>1</b> H21.1～H26.3	<b>2</b> H26.4～R3.12（注1）	<b>3</b> R4.1～R7.12（注2・注3）
控除限度額	A×5% （最高97,500円）	A×7% （最高13万6,500円）	<b>A×5% （最高97,500円）</b>



※ A は所得税の課税総所得金額など（課税総所得金額、課税退職所得金額、課税山林所得金額の合計額）  
 （注1）住宅の取得対価の額（住宅の購入金額と諸費用の一部の合計額）または増改築などの費用の額に含まれる消費税などの税率が8%または10%である場合に限り、それ以外は**1**の控除限度額と同じです。

（注2）R4年中に入居した人のうち、住宅の取得対価または増改築などの費用の額に含まれる消費税などの税率が10%かつ一定期間内に住宅の取得などに係る契約を締結した場合は**2**の控除限度額と同じになります。  
 （注3）R6年以降に建築確認を受ける新築住宅のうち、省エネ基準に適合しない住宅は控除対象外の場合があります。

表2 住宅ローン控除の控除期間

	入居した年	控除期間
一定の省エネ基準を満たす新築住宅など	R4～7年	13年
その他新築住宅	R4～5年	13年
	R6～7年	10年
既存住宅	R4～7年	10年



### ②非課税判定における未成年者の年齢の引き下げ

成年年齢引き下げに伴い、**1月1日（賦課期日）時点で18歳・19歳の人は、個人住民税の課税・非課税の判定における未成年者にはあたらないこととなりました。**

※前年中の合計所得金額が、未成年者は135万円以下の場合個人住民税が非課税ですが、未成年者以外は38万円を超える場合は課税となります。ただし扶養親族がいる場合、非課税となる合計所得金額の範囲が異なります。

### ③セルフメディケーション税制の見直し

令和3年12月31日までだった特例期限が、**令和8年12月31日まで延長**されました。対象医薬品についても見直しが行われています（厚生労働省 HP 参照）。

【制度概要】健康維持や病気予防などのために一定の取り組み\*を行う個人が、**スイッチ OTC 医薬品**（医師から処方される医療用医薬品から市販薬に転用されたもの）を購入し、**年間購入額が12,000円以上の場合、超過分（88,000円が上限）を控除額として申告**できます（通常の医療費控除との併用不可）。

※納税義務者本人が、医師の関与の下、その年中に特定健康診査、予防接種、定期健康診断、健康診査、がん検診のいずれか一つを受けていること。

# 令和5年度 軽自動車税（種別割）のお知らせ

市民税課 ☎ 65-1224

令和5年度の軽自動車税（種別割）  
税率（年額）は次の通りです。

❶ 13年経過した車は税率が上がります！

❷ グリーン化特例（軽課）とは？

軽自動車	車種区分		税率			税率（令和5年度のみ）			
			新車新規登録時期			新車新規登録時期（R4.4～R5.3）			
			① H22.3 以前 （※1）	② H27.3 以前 （①を除く）	③ H27.4 以降	電気、天然 ガス自動車 （※2）	ガソリン、ハイブリッド車（※3）		
					R12年度燃費 基準 90% 達成		R12年度燃費 基準 70% 達成		
					R2年度燃費基準達成				
	三輪（排気量 660cc 以下）		4,600 円	3,100 円	3,900 円	1,000 円	2,000 円（乗用 営業用のみ）	3,000 円（乗用 営業用のみ）	
	四輪以上 （660cc 以下）	乗用	営業用	8,200 円	5,500 円	6,900 円	1,800 円	3,500 円	5,200 円
自家用			12,900 円	7,200 円	10,800 円	2,700 円	対象外	対象外	
貨物		営業用	4,500 円	3,000 円	3,800 円	1,000 円	対象外	対象外	
		自家用	6,000 円	4,000 円	5,000 円	1,300 円	対象外	対象外	

※1 電気、天然ガス、メタノール、混合メタノール軽自動車、ガソリンを内燃機関の燃料として用いる電力併用軽自動車の税率は②または③です。

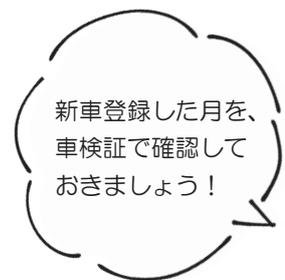
※2 H21年排出ガス規制からNOx10%以上低減またはH30年排出ガス規制適合車に限りします。

※3 H17年排出ガス基準75%低減達成車またはH30年排出ガス基準50%低減達成車に限りします。

## ❶ 13年経過した車は税率が上がります！

毎年4月1日現在で新車新規登録（初度検査年月）から13年を経過した軽自動車の税率は、前年度よりも高くなります。

今年度対象になる軽自動車は初度検査年月が平成22年3月以前の車両です。



## ❷ グリーン化特例（軽課）とは？

グリーン化特例は、二酸化炭素や有害物質などの排出を抑えた、燃費の良い車を減税する制度です。減税率は燃費基準によって変わります。

ただし、**ずっと減税を受けられるわけではありません**。グリーン化特例により軽自動車税（種別割）が減税されるのは、**新車登録の翌年度の支払いのみ**です。令和4年度に軽減を受けていた車両は、令和5年度に本来の税率（表の③）に戻ります。

また、あくまでも「新車登録してから支払い」になるため、グリーン化特例は**中古車の場合、ほとんど適用されません**。



## ▼原動機付自転車や二輪車などを所有している人はこちら

車種区分		税率（年額）
原動機付自転車	排気量 50cc 以下 （ミニカー除く）	2,000 円
	排気量 50cc 超 90cc 以下	2,000 円
	排気量 90cc 超 125cc 以下	2,400 円
	ミニカー（排気量 50cc 以下）	3,700 円
二輪の軽自動車	排気量 125cc 超 250cc 以下 （ボートトレーラーなどの被けん引車を含む）	3,600 円
二輪の小型自動車	排気量 250cc 超	6,000 円
小型特殊自動車	農耕作業用	2,400 円
	その他（フォークリフトなど）	5,900 円

5月初旬ごろに送付する納税通知書で、改めて税額をご確認ください。

